



人口減少時代に備える  
えっ!! こんなにあるの M&A マッチングサイト  
ご存知ですか? 「経営者保証に関するガイドライン」  
賃貸物件を所有されている方へ 家族信託のススメ

## 人口減少時代に備える

人口減少スピードが加速しています。日本の出生数が 94 万人に対して死亡数は 134 万人と、一年間で 40 万人の人口が減りました。長野市の人口が約 38 万人ですから一年間で長野市が一つなくなったのと同様の計算です。

高齢化と人口減少が様々な領域に影響を与えています。法人や個人事業者を合わせた事業者数も 2000 年に 400 万社だったのが 370 万社へと急激に減少しています。一年間に 8 千社強が開業する一方で 3 万社が廃業し、差し引き 2 万 2 千社の事業がなくなっていますので、毎月 2 千社近くが減り続けている助定になります。

安定していると言われた銀行業界ですが、貸出先が減り続け、さらに日銀のマイナス金利政策で利ざやを稼ぐ事が困難となり、みずほ銀行が 1 万 9 千人、三菱 UFJ 銀行が 9500 人のリストラを発表し、新聞を賑わしたのは記憶に新しいところです。県内に 11 ある金融機関も 7 つが減益で、本業で稼ぐ事が厳しくなっています。

農業においても、農家の数は現在、全国で 130 万戸ありますが、10 年前と比較すると 60 万戸、およそ 3 分の 1 が減少しています。農業を継続していても耕作していない田畑が増えています。山形村の調査によると村内 410 人の農家の 42%で未耕作地があります。どの業界も人口減少によるマーケットの縮小、働き手の確保の困難さなどが毎年より深刻になって行きます。

この経営環境に私達、組織リーダーはどう未来をデザインすべきか。リーダーは、様々なデータや事実を観察して組織の内部だけでなく外部の識者や異年齢、異業種の人々と交流する機会があります。その中で様々なアイデアが生まれ組織を導くヒントが得られるのではないのでしょうか。

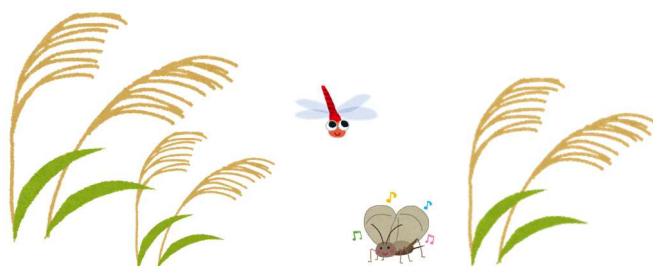
先日、大学生の皆様の意見を聞く機会がありました。そこで衰退農業に対する提言があり、都会の農業を始めたい若者と地方の農業をしている高齢者を結びつけるマッチングサイトの提案など、今時の若者は良く考えていると思うアイデアに出会いました。

人口知能、ロボット、フィンテックなど様々な技術革新も活かして、人口減少時代組織のあり方を探求し続ける事が大切だと感じています。

成迫 升敏

~お知らせ~

10月5日(金)は会計部門休業日とさせていただきます。  
ご迷惑おかけいたしますが、ご理解の程お願い申し上げます。



# えっ！！こんなにあるの M&A マッチングサイト

中小企業基盤整備機構は全国 47 都道府県にある事業引き継ぎ支援センターの 2017 年度の相談件数と事業引き継ぎ件数をまとめました。それによると相談件数は前年度比 35.5%増の 8,526 件、事業引き継ぎ件数は同 59.8%増の 687 件となっています。長野県の実績は相談件数が 281 件で事業引き継ぎ件数が 15 件となっており、2014 年と比較すると相談件数が 44.8%、事業引き継ぎ件数が 4 倍程度伸びています。

国は M & A を含めた事業承継支援に力を入れています。一方、民間でも多くの M & A を支援する企業が存在し、また M & A を支援するインターネットサイトが数多くあります。今回は、その M & A マッチングサイトについて検証をしてみたいと思います。

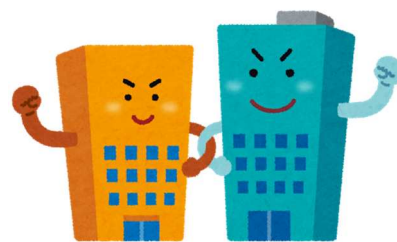
## M&A マッチングサイトの比較表

サービス名	M&A 市場 SMART (スマート)	トランビ (TRANBI)	M&A クラウド
運営元	(株)ストライク	(株)トランビ	(株)M&A クラウド
特色	サービス開始は 1999 年で日本で最初の M&A マッチングサイト	事業承継・M&A のマッチングサイトとして 2011 年にサービス開始	買い手に直接打診できる「M&A ダイレクト」を展開
サービス名	アンドビズ (&Biz)	ファンドブック (FUNDBOOK)	ビズリーチ・サクシード (BizReach SUCCEED)
運営元	アンドビズ(株)	(株)FUNDBOOK	(株)ビズリーチ
特色	75 金融機関・732 会計事務所と協働しており、幅広いネットワークが強み	(株)BuySellTechnologies の新規事業部として M&A プラットフォーム事業を開始	転職サイトのビズリーチが事業承継 M&A のマッチングプラットフォームを開設
サービス名	M&A PARK	M&A プラス	Mafalova
運営元	(株)エムアンドエーパーク	DTFA	エンジャパン
特色	専門性を有する土業の方々と提携して業務を展開。チャットで気軽に相談が可能	人材サービスディスコよりデロイト・トーマツが買収。2018 年 3 月から新体制のもとで運営	人材サービスのエンジャパンが運営

これだけの数があるとどうやって選べば良いか悩むのではないのでしょうか？ サイトを選ぶポイントとしては 6 つ程挙げられます。

## 選ぶポイント

- 経験と成約実績があるか
- 報酬体系が明確になっているか
- 親身に相談にのってくれて、心情を理解してくれているか
- どのような強みがあるのか
- 情報量が多いか
- 自社の業界・業種に強いのか



上記の中で一番大事にして頂きたいのは「親身に相談にのってくれて、心情を理解してくれているか」という項目です。「えっ、サイトで行う M & A なんだから相談することはないんじゃないの？」と思うかもしれませんが、物の売買とは違い、M & A ではとても重要なことです。譲渡企業、譲受企業それぞれのオーナーに人生観や価値観、思い入れ等があり、M & A の交渉は単純には進んでいきません。例えば、譲渡企業オーナーが従業員への発表を考える際、タイミングや発表の仕方に頭を悩ませます。その発表の仕方でも M & A 後の従業員のモチベーションが全く異なるものになる可能性もあるのです。

M & A 支援サイトを選ぶ際は、心配事があつたり何か問題が生じた時に親身に相談にのってくれる窓口があり、かつその問題を解決してくれる専門家を紹介してくれる運営企業を選ぶことが望ましいです。

## 最後に

弊社は長野県事業引き継ぎ支援センターの専門登録民間支援機関になっています。ご相談者様の事業承継についてのニーズをお伺いし、M & A のみならず、事業承継、M & A マッチングサイトを含めた各プラットフォームの活用についてもアドバイスを行っています。毎月第二火曜日に事業承継相談会を開催していますので、ご希望の方は是非お声掛け下さい。 有限会社長野県 M & A センター 松澤寿史

# ご存知ですか？「経営者保証に関するガイドライン」

## 経営者保証に関するガイドライン

金融機関から融資を受ける際に経営者の個人保証を外すための基準を示した「経営者保証に関するガイドライン」(以下ガイドライン)についてご存知でしょうか？

この制度は“過度”な個人保証を抑制し、中小企業の経営健全化を促進することを目的として作られました。一定の要件を満たした企業は融資の際に個人保証を求められないため、今まで融資を受ける際に個人保証を求められていた会社でも、個人保証なしで融資を受けることが可能となります。また、現在個人保証をしているケースでもこれを解除してもらえる可能性があります。

### <具体的なメリット>

経営者保証なしで新規融資を受けられる可能性がある

経営者保証の解除ができる可能性がある

債務整理する方は一定の要件を満たせば、自宅や生計費等の資産を残せる可能性がある

### <適用を受けるための要件>

この制度の適用を受けるためには以下の3要件を満たす必要があります。

法人と経営者の資産関係が明確に区分・分離されていること

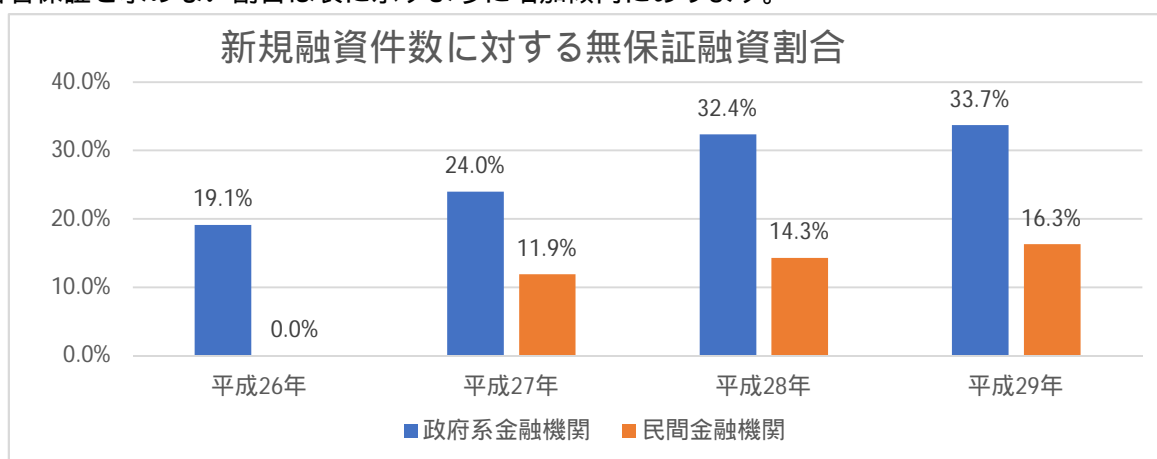
返済能力に問題のない財政基盤があること

財務状況を適時適切に開示する経営の透明性を確保すること



## ガイドラインの活用実績

金融機関においては、ガイドラインに沿った自主的な順守を求められていますが、新規融資に対する経営者保証を求めない割合は表に示すように増加傾向にあります。



平成29年の無保証融資割合をみると、新規融資のうち個人保証を求めない融資は、日本政策公庫等の政府系金融機関ではおよそ3件に1件の割合、地方銀行や信用金庫等の民間金融機関ではおよそ7件に1件の割合となっています。しかし、私達のお客様を見ても、ガイドラインの利用は上記のデータ程は進んでいないのではないかと感じます。前述の3要件を満たすことはかなり難しいと言わざるを得ません。金融機関としては担保の確保を重要視している傾向があるため、現状保証人になっている方を単純に外すことは理由がなければ難しいと考えられます。逆に保証人を外す明確な理由があれば金融機関としても対応してくれる可能性が高いのではないのでしょうか。

例えば、事業承継で社長からご子息等の親族に事業を引き継ぐことが難しい場合(ご子息がいない、断られた等)には、従業員に引き継ぎ等を検討をされる方もいらっしゃると思いますが、その際にガイドラインが利用できると非常にメリットがあります。事業承継の際に優秀な従業員を役員に引き上げて事業をそのまま継続することは有効な手段ですが、引き継ぐ従業員さんにしてみれば、いきなり保証人になれと言われても心理的なハードルが高いと思います。ガイドラインを利用し、引き継ぐ従業員の負担感が下がると、事業承継がうまくいく可能性が高まるのではないのでしょうか。

このガイドラインは発足後4年程とまだ日が浅いため金融機関によって対応に温度差があります。とはいえ、個人保証を外すことによって経営者の不安が解消され、思い切った事業経営の一助になる可能性があります。是非検討して頂ければと思います。

北澤 守

## 賃貸物件を所有されている方へ 家族信託のススメ

増える認知症患者 ～意思表示できなくなったら～

長生きをする人が増えてきました。ピンピンコロリで大往生することが理想ですが、健康長寿を全うすることは難しく、身体的介護が必要になる心配や、認知症になる心配があります。特に、加齢による判断能力の減退や喪失、また認知症の発症によりご自身の財産をご自身で管理できなくなると、本人も、家族もとても困ることになります。

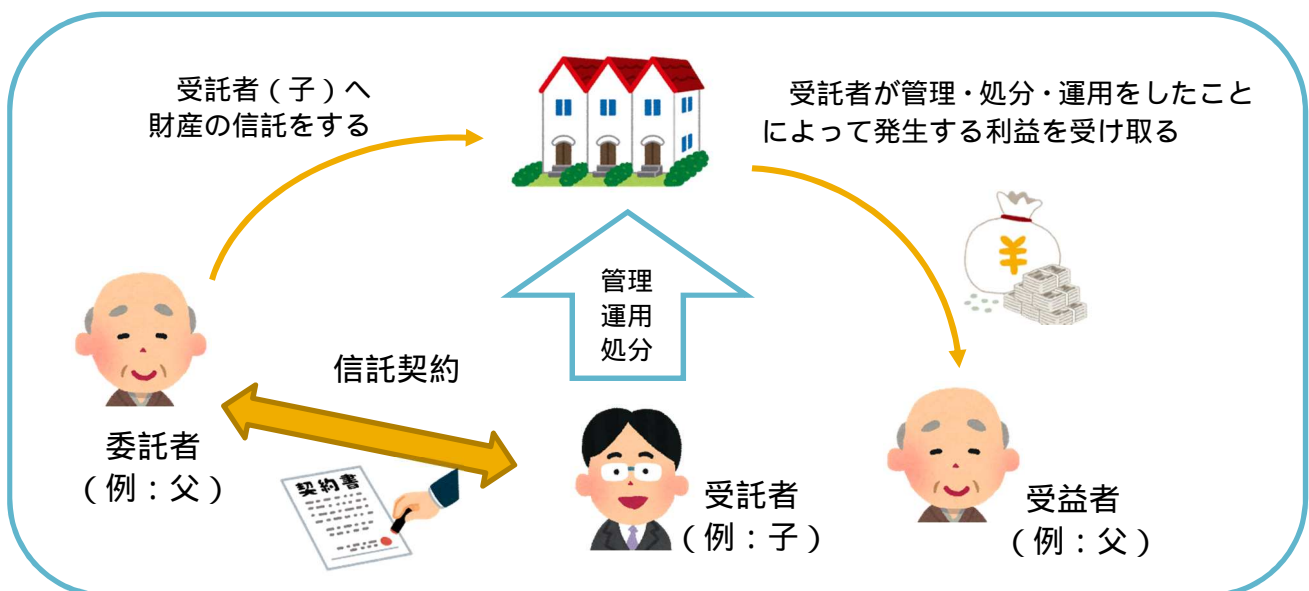
内閣府が公表した平成 29 年版高齢社会白書によると、認知症患者は年々増え続けています。平成 24 (2012) 年では認知症患者数が 462 万人と、65 歳以上の高齢者の 7 人に 1 人でしたが、平成 37(2025) 年には約 700 万人、5 人に 1 人になると見込まれているそうです。

ご自身の財産をご自身で管理できなくなるとどのように困るのでしょうか。例えば、アパート経営をされている方の場合、入居者と賃貸借契約が出来なくなります。アパートの修繕やリフォームの依頼や支払いができなくなります。アパートローンの繰り上げ返済も、追加の融資契約もできません。賃料の未払いがあった場合の賃借人への請求、交渉もできません。もちろん、経年劣化をしたアパートの建て替えの決断、融資交渉、抵当権の設定もできません。

法人の場合は、社長がある程度の年齢になったところで、代替わりをする準備をしていきます。しかし、アパート経営の場合は、生涯現役である場合がほとんどです。その所有者が、認知症など意思表示ができなくなることで、前述のように困る場合があります。このようなお話をすると、生前に代替わりをしたいけれど、生前にアパートを子どもに譲ると「贈与税」の心配があると思います。

### 家族信託のススメ

ここでご紹介するのは、家族信託です。アパートを持っている人(委託者:父)が、自分が信頼できると思う人(受託者:子)に財産を託して、自分が定めた目的に沿って、アパートの管理、処分、その他の行為をさせ、その財産自体や財産から生じた利益(賃料)を自分が指定した人(受益者:父)に帰属させる仕組みのことで、アパートの所有権は子に移しますが、子はアパートをもらったわけではありません。「子は父が定めた目的に沿ってアパート管理運営を行う係」となったと言うと分かり易いかもしれません。贈与でない証拠に、アパートから生じた利益(賃料)は父に帰属します。



このように家族信託契約を行うことで、財産を贈与しなくてもその財産の管理運用を家族に任せることが出来るようになります。その利益は今まで通り自分のものですので、アパートの管理は子に任せ、自身のもとへ入ってくる賃料は自身の老後の生活資金にあてることも可能です。

家族信託契約を行う場合は、家族皆でよく話し合い、家族信託について理解と同意をしてもらうことをおすすめします。家族に何も知らせないまま委託者(父)と受託者(子)だけで進めていくと、思わぬトラブルに発展する場合があります。そのまま相続争いにもつながりかねません。専門家等、公平中立な第三者に入ってもらい、説明他調整をしてもらうとよいでしょう。詳細についてはお気軽にご相談下さい。

清水 あゆ子

(以上)